

大阪府居住支援連携体制構築促進事業補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯など住宅確保要配慮者（次条第1項第一号に規定する者をいう）の居住の安定確保のため、住宅確保要配慮者居住支援協議会（次条第1項第二号に規定するものをいう。）の設立など地域の実情に応じた居住支援体制の構築（以下「居住支援協議会の設立等」という。）に向けた事業を実施する者に対し、大阪府居住支援連携体制構築促進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅確保要配慮者
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第2条に規定する住宅確保要配慮者
- 二 住宅確保要配慮者居住支援協議会
住宅セーフティネット法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）
- 三 住宅確保要配慮者居住支援法人
住宅セーフティネット法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）として、大阪府知事が指定した者
- 四 協力店
大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度要綱第2条第五号に規定する協力店
- 五 居住支援
住宅セーフティネット法第42条に規定するもの

第2章 大阪府居住支援連携体制構築促進補助

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、居住支援法人や協力店など複数の事業者と連携し、共同で次条に規定する補助事業を行う者で、次の各号の要件を満たす者とする。

- 一 法人格を有する者であること
- 二 補助金の代表申請者（第6条に規定する者をいう。）が、居住支援法人であること
- 三 大阪府税及び附帯徴収金について未納の徴収金がないこと
- 四 申請者である法人及び役員が、次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団又は同条六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第四号に規定する暴力団密接関係者
 - イ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又はその執行と受けることがなくなった日から1年を経過しない者
ウ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

（補助事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため市区町村単位の居住支援協議会の設立等に向けた事業であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 居住支援体制の構築のための調査
- 二 居住支援体制の連絡網、案内・支援などの活動内容マニュアルの作成
- 三 その他、知事が居住支援協議会の設立等にあたり必要と認めるもの

（補助対象経費等）

第5条 知事は、補助事業を行うために必要かつ相当と認める経費のうち、人件費、旅費、庁費（賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）、その他の経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、補助金の額の上限は**3,000,000**円とする。

- 2 前項の補助金の額は、消費税仕入額控除（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額の控除）を行う補助事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

第3章 補助金申請等

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）により、知事に申請しなければならない。申請者は交付申請までに補助事業の代表者（以下、「代表申請者」という。）及び共同して補助事業を行う者（以下、「共同申請者」という。）を決め、代表申請者が交付申請を行うこととする。

- 2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 連絡先一覧（様式第2号）
- 二 要件確認申立書（様式第3号）
- 三 補助事業の概要（様式第4号）
- 四 事業に係る経費の内訳（様式第5号）
- 五 申請者の活動内容・事業内容がわかるもの（定款等）
- 六 暴力団等審査情報（様式第6号）
- 七 その他知事が必要と認める書類

（交付決定通知）

第7条 知事は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、代表申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第8条 申請者が、交付決定前に補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金申請取下届出書（様式第7号）を代表申請者が知事に提出することにより取り下げることができる。

(事業内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、既に提出した補助金交付申請書等の事業内容に変更が生じたとき（ただし、知事が認める軽微な変更及び補助金の交付申請額に変更が生じる場合を除く。）は、補助金事業内容変更承認申請書（様式第8号）を、速やかに知事に提出しなければならない。交付決定後の代表申請者を代表補助事業者、共同申請者を共同補助事業者とし、代表補助事業者が事業内容の変更の手続きを行うこととする。

2 前項に規定する軽微な変更とは、補助事業者の変更に関するものを除くものとする。

(事業内容変更承認)

第10条 知事は、前条の補助金事業内容変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査した上、変更を認めた場合は、承認することとし、代表補助事業者に通知するものとする。

(交付申請額の変更)

第11条 補助事業者は、補助金の交付申請額に変更が生じたときは、補助金変更交付申請書（様式第9号）を代表補助事業者が知事に提出しなければならない。

(変更交付決定通知)

第12条 知事は、前条の補助金変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定し、代表補助事業者に通知するものとする。

(事業の廃止)

第13条 補助事業者が補助事業を廃止しようとするときは、補助金廃止承認申請書（様式第10号）を代表補助事業者が知事に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、承認することとし、代表補助事業者に通知を行い、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助事業者が、第3条に該当しないことが判明したとき
- 二 補助事業者の行う事業が、第4条に該当しないことが判明したとき
- 三 提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- 四 規則及びこの要綱に違反したとき
- 五 補助事業に関して不適切な行為があったとき

2 知事は、前項の規定に基づき、交付決定の全部または一部を取り消したときは、代表補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 前条の規定に基づき補助金の交付決定が取り消された場合において、当該取消しに係る補助金が既に補助事業者に支払われているときは、知事は、代表補助事業者に補助金の返還を命ずるものとする。この場合、代表補助事業者は、当該取消しに係る補助金を、知事に返還しなければならない。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。補助金の返還を命じられた代表補助事業者は、規則第17条の規定により加算金及び延滞金を府に納付しなければならない。

(状況報告)

第16条 知事は、補助金に係る予算の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。代表補助事業者は、補助金中間実績報告書（様式第11号）を知事の指定する日までに、知事に報告しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 補助事業の進捗状況報告書（中間実績報告）（様式第11号別紙1）
 - 二 補助対象経費の支出状況報告書（中間実績報告）（様式第11号別紙2）
 - 三 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(実績報告)

第17条 代表補助事業者は、補助金完了実績報告書（様式第12号）を知事の指定する日までに、知事に報告しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 補助事業報告書（様式第12号別紙1）
 - 二 補助対象経費の支出状況報告書（完了実績報告）（様式第12号別紙2）
 - 三 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第18条 知事は、前条の補助金完了実績報告書等を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、代表補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第19条 知事は、前条に規定する補助金の額を確定後、当該補助金を交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、第7条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付することがある。

- 2 前項の補助金の交付を受けようとする補助事業者（ただし、前項ただし書きを除く。）は、前条の規定による通知を受け取ったときに請求すべき補助金がある場合、知事の指定する日までに補助金請求書（様式第13号）を代表補助事業者が知事に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書きに規定する補助金の交付を受けようとする補助事業者は、知事の指定する日までに補助金概算払請求書（様式第14号）を代表補助事業者が知事に提出しなければならない。

第4章 補則

(書類の整備等)

第20条 補助事業者は、補助金に係る書類を整備し、当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(調査に対する協力)

第21条 補助事業者は、補助金の執行等に関し、知事が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(その他必要事項)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月**25**日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月**31**日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月**12**日から施行する。